

平成17年10月から

介護保険法が改正されます

- 改正点1 施設サービス費（居住費・食費）
- 改正点2 高額介護（居宅支援）サービス費
（世帯での利用者負担額の1か月の合計が一定額を超えた場合、その差額のこと）

施設サービスを利用している人へ

平成17年10月から、ショートステイを含む、介護保険施設を利用する人の居住費や食費が全額自己負担になります。すでに入所している人は、自己負担額が増えますが、所得の低い人は利用者負担に上限額が設定されます。これにより、所得の低い人は負担限度額までの支払となり、残りは「特定入所者介護（支援）サービス費」として備前市より事業者を支払われます。この「特定入所者介護（支援）サービス費」の利用には、申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。忘れずに申請しましょう。

対象となるサービス

- ★指定介護福祉施設
- ★介護老人保健施設
- ★介護療養型医療施設
- ★短期入所生活介護
- ★短期入所療養介護
- ※通所系のサービスは対象になりません。
- ※事業者が居住費や食費の基準費用額以内の請求をしていることが給付条件となります。

■ 平成17年10月からの1人あたりの負担限度額（日額）

| 利用者負担段階区分 | 対象者 | 居 住 費 | | | | | 食 費 |
|-----------|----------------------------------------|-------|--------|-------------|--------------|-------------|--------|
| | | 多床室 | 従来型個室 | | ユニット型 準個室 | ユニット型 個室 | |
| | | | ①特養等 | ② 老健・療養等 | | | |
| 第1段階 | ・住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 など | 0円 | 320円 | 490円 | 490円 | 820円 | 300円 |
| 第2段階 | ・住民税世帯非課税で合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 320円 | 420円 | 490円 | 490円 | 820円 | 390円 |
| 第3段階 | ・住民税世帯非課税で利用者負担第2段階以外の人 | 320円 | 820円 | 1,310円 | 1,310円 | 1,640円 | 650円 |
| 第4段階 | ・住民税課税世帯の人 | 320円 | 1,150円 | 1,640円 | 1,640円 | 1,970円 | 1,380円 |

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合 ②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合
※課税年金収入には遺族・障害年金等の非課税年金収入は対象になりません。

介護（居宅支援）サービスを利用している人へ

世帯での利用者負担額の1か月の合計が一定額を超えた場合、その差額が高額介護（居宅支援）サービス費として支給されます。年金収入とその他の収入の合計額が80万円以下で、生活保護を受給していない人などは、高額介護サービス費の月額上限額が現行より下がり、負担が軽減されることとなります。対象者の区分は上記の施設サービス費の区分と同じです。

高額介護サービス費の支給を受けるには申請が必要です。ご自分がお支払いになられた金額をご確認の上、お問い合わせください。

■ 平成17年10月からの世帯あたり的高額介護サービス費の月額上限額の変化

| 利用者負担段階区分 | 対象者 | 現 行 | 見直し後 |
|-----------|----------------------------------------|---------|---------|
| 第1段階 | ・住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 など | 15,000円 | 15,000円 |
| 第2段階 | ・住民税世帯非課税で合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 24,600円 | 15,000円 |
| 第3段階 | ・住民税世帯非課税で利用者負担第2段階以外の人 | 24,600円 | 24,600円 |
| 第4段階 | ・住民税課税世帯の人 | 37,200円 | 37,200円 |



問い合わせ先 介護福祉課介護保険係 (☎64-1828)